

愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係る議論について

1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の改正を踏まえ、愛知県障害者差別解消推進条例の改正に関し検討を行う。

2 見直しの方向性

（1）定義について

◇現状

○県条例においては、「差別」、「合理的配慮」など定義を定めることはしていない。

◇委員からの主な意見

→難病など、心や身体の働きに障害のある人たちについても、条例の障害者の定義に入れてほしい。

→差別と合理的配慮について、誰が読んでもわかるものとし、してはいけない差別としなければいけない合理的配慮を提示してほしい。場合によっては、裁判所に持ち込めるルートがつけられているといい。

→先進の条例を参考にして、愛知県の条例に必要なものを盛り込んでいけばよい。南海トラフ地震が起きると言われて久しいが、特に避難所のバリアフリーだとか、防災に関するものが必要ではないか。

→差別の定義だけでなく事業者の定義についても大変わかりにくい。非営利団体、法人格なき社団、組合や自治会も事業者になるので、そういった定義づけを条例レベルにおいてすることで、解釈の基準を示せる。

→条例には指針を書き、それをさらに具体的に書いていくのが対応要領であり、ある程度の抽象さは残したまま、その意図しているところを法の趣旨から理解をするという、全体のピラミッド構造みたいなものの意識がまず大事だ。

→よく頑張っている自治体の標準というものを意識しながら愛知県がどこまで近づけるかという意識が大事だと思う。

→国としては、この法律はあくまでも原則を示したので、横出し、上乘せをどんどんしてほしいということだ。

→事業者にこの合理的配慮の提供の義務づけが法改正で行われるということに焦点を絞っていく必要があって、すでに先行する自治体を見ていくことが重要かと思っている。

◇議論の方向

○誰もが読んで理解のできる内容となるよう差別の定義、合理的配慮の定義、事業者の定義を行ってはどうか。

○条例を設置している他都道府県の先進例などを参考に法の横出し、上乘せをしてはどうか。

(2) 事業者による合理的配慮の提供について

◇現状

○県条例においては、「事業者の合理的配慮の提供」は「努力義務」と定められている。

◇委員からの主な意見

→条例も重要だが、それに合わせて、好事例集とか、実際にどう運用するのかわかりやすいものを示していくと、事業者は、取り組みやすいと感じた。

→交流や普及活動というのがやはり、まずは、大きな一歩になってくるのではないかと思う。

→偏見と誤解、一部の人の行動が固定観念になるので、実態を見ていくことで正しく理解してもらえと思う。ガイドラインもそういういろいろな実態を知ることができるものとする事で、偏見と誤解が除去されて合理的配慮ができるようになると思われる。

→事業者は、かなり消極的だとか、あまりこの制度のことを知らない事業者が多いという印象がある。

→営利事業者のイメージにとられるのではなく、非営利こそ、理解すべきではないかと改めて思った。

◇議論の方向

○合理的配慮の定義を行ってはどうか。

○事業者の定義に非営利団体も入ることを明確にしてはどうか。

(3) 相談及び紛争解決の体制整備について

◇現状

○相談及び紛争の防止等のための体制の整備（2015年12月22日～）

既存の相談窓口すべてで対応するとともに、県福祉相談センター7か所、県精神保健福祉センター、障害福祉課の広域相談窓口において、市町村の相談業務を専門的、技術的に支援している。

◇委員からの主な意見

→相談及び紛争の体制の整備については、愛知県の方で相談については受けとめて、そこから愛知労働局などの様々な関係部署に問い合わせ、解決に導いていくというような体制の構築が必要ではないか。また、今の県条例では、合理的配慮については、県のあっせん等の対象にはなっていない。合理的配慮の部分についてもしっかり解決の道筋ができるような体制を作っていただきたい。そして、そこに専門家が必要であるため、例えば相談の機関を愛知県弁護士会に委託するなど、法的な専門家に入ってもらうことも必要ではないか。

→どこに相談したらよいのか分からない人が多い。ワンストップで受け付けてくれるような独立したセンターをぜひ設けていただきたい。

→相談体制と紛争について、第三者性のあるセンター、もしくは委員会、そういったものを盛り込んでいくことをぜひ検討すべきである。

◇議論の方向

○不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮の提供に関しても、あっせん等の対象としてはどうか。

○専門家が入った第三者的な相談窓口体制を整備してはどうか。

(4) 相談窓口職員への研修について

◇現状

○市町村窓口職員（障害者（児）福祉担当職員新任研修）を対象とした研修を年度当初に実施。

◇委員からの主な意見

→窓口の方への研修を当事者団体の方が直接おこなっていただくことで、より実効性のあるものになると感じている。

→発達障害の人たちは、一人一人が違うので、研修会では講演など話を聞くだけではなく、ぜひ様々なパターンの事例検討をお願いしたい。

→合理的配慮についての研修会があってもいい。中には車椅子の方や視覚障害の方への体験をやっている事業者もあるが、これがもっともっと広がるように、例えば、講師料や会場費などに対する補助があってもよいのではないかと思う。

◇議論の方向

○人材育成について取り組むことを明らかにしてはどうか。

(5) 普及啓発について

◇現状

○条例公布後、「広報あいち」を始め、様々な広報媒体を活用した啓発を実施（特に、2016年3月には、条例の全面施行に向けて、市町村とも連携して、ポスターやリーフレットを活用した集中的な啓発活動を実施。）

○2016年度引き続きリーフレットを活用した普及啓発を行うとともに、県政お届け講座や、NPO等からの企画提案によりシンポジウム等（県民理解促進事業）を実施。

○2017年度一般県民向けの普及啓発として県民理解促進事業を継続して実施するとともに、市町村以外の県内行政機関（中部管区行政評価局始め11機関36部署）に対して研修を実施。

○2018年度及び2019年度県民理解促進事業を実施するとともに、研修や個別の相談対応の中で普及啓発を行った。

○2020年度新型コロナウイルス感染拡大防止のため県民理解促進事業は中止。

○2021年度県民理解促進事業を実施。

◇委員からの主な意見

→お金がなくても建設的に対応を進めていくと結構、やれることがあると気づくことがあるので、情報収集するだけではなく、好事例、問題のある事例を示していくことが重要だ。

→障害者の方からどんな要望が出るのかということ好事例などの形で示していくというのも重要なことかと思う。

→事例は、障害が見えるものについては非常にうまくいくのだが、精神障害など、障害が見えないものについては、偏見や誤解を払拭するための啓発、例えば、障害者の実態を理解できるようなイベントを進めていくことも必要だと思う。

→具体的な内容を上げていただくと、やはり事業者も合理的配慮の内容がわかってくるのではないかと思う。交流や普及活動が大きな一歩になってくる。

→障害者差別解消推進条例の見直しをする中で、どのように啓発していくのかは、極めて重要なことだと思う。条例を作ったからこれで差別がなくなるということではなくて、この条例をどう生かしていくかというところが、重要だと感じている。

◇議論の方向

○情報収集、発信について取り組むことを明らかにしてはどうか。

(6) その他

◇委員からの主な意見

→合理的配慮についてしっかり県がバックアップをする。例えば、簡易スロープの設置だったり、文字版の設置だったり等への補助をぜひお願いしたい。

→教育面をやっていかなければ合理的配慮の提供の実現は難しいと思う。どのような障害があっても、やはり小さいうちからわからないことに関して排除してしまうというところがあるので、どのような障害があっても、小さいころからいろいろな障害のことを知っていたら、もう少し障害者の方が生きやすくなるのではないかと感じた。

→差別を行うものというのは、必ずしも組織とは限らないため、個々人に対しても、義務規定を条例に設けてはどうか。

→どこまで障害当事者の私たちがお願いして良くて、どこまでが行き過ぎなのかを教えてください。